
3506. 輸出マニフェスト通関申告変更（官署変更）

業務コード	内 容
MEY	輸出マニフェスト通関申告変更（官署変更）

1. 業務概要

システムに登録されている輸出マニフェスト通関申告について、輸出マニフェスト通関申告を通関予定蔵置場管轄官署等へ申告するための、申告情報の変更を行う。

本業務における申告変更（官署変更）の機能については、以下のとおりである。

（1）営業区域内税関への官署変更

通関予定蔵置場等の変更により、あて先官署が入力者の営業区域内税関へ変更となった場合、変更後のあて先官署へ申告するための、申告情報の変更を行う。

（2）営業区域外税関への官署変更

積込港の変更に伴い、通関予定蔵置場が他税関管轄の蔵置場へ変更となり、あて先官署が入力者の営業区域外税関に変更となった場合、変更後の積込港及び変更後のあて先官署を指定し、変更後のあて先官署へ申告するための、申告情報の変更を行う。

本業務を行う場合は、あらかじめ税関に申し出て、税関によりあて先官署変更受理がされている必要がある。

本業務により申告変更された場合は、当初の輸出マニフェスト通関申告は申告撤回され、本業務により払出される申告番号に申告内容を引き継ぐ。

本業務により引き継がれた申告情報を、変更後の税関官署宛へ申告するためには、「輸出マニフェスト通関申告（MEC）」業務による申告が必要である。

本業務により引き継がれた申告情報は、MEC業務が行われない場合は、一定期間経過後システムから削除される。

なお、本業務を税関の開庁時間外に行う場合は、事前に時間外執務要請届がされている必要がある。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②輸出マニフェスト通関申告DBに登録されている申告者と同一であること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（3）輸出マニフェスト通関申告DBチェック

入力された申告番号について、以下のチェックを行う。

- ①入力された申告番号が輸出マニフェスト通関申告DBに存在すること。
- ②入力されたHAWB番号が、輸出マニフェスト通関申告DBに登録されているHAWB番号と同一であること。
- ③マニフェスト通関申告が行われていること。
- ④輸出許可されていないこと。
- ⑤税関により「あて先官署変更受理」が登録されていること。

⑥以下の登録がされていないこと。

「輸出等申告手作業移行」

「輸出等申告撤回」

⑦営業区域外税関への官署変更の場合は、輸出マニフェスト通関申告DBに登録されている積込港コードと入力された変更後積込港コードが一致しないこと。

(4) 時間外執務要請届DBチェック

本業務が税関の開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。

- ①当該入力者分の時間外執務要請届DBが存在すること。
- ②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

(5) 輸出貨物情報DBチェック

入力されたHAWB番号について、以下のチェックを行う。

- (A) 入力されたHAWB番号が輸出貨物情報DBに存在すること。
- (B) 貨物手作業移行されていないこと。
- (C) 差止め貨物でないこと。
- (D) 貨物が無効となっていないこと。
- (E) 仕分け親または仕合せ親となっていないこと。
- (F) 税関への通知を要する事故情報が登録されている場合、税関による事故確認が登録されていること。
- (G) 貨物取扱中でないこと。
- (H) 一括許可（保税運送兼用）が登録されていないこと。
- (I) 以下の登録がされていないこと。
 - ①「亡失届受理」
 - ②「滅却承認」
 - ③「その他の搬出承認」
- (J) 貨物個数について、輸出マニフェスト通関申告DBと輸出貨物情報DBに登録されている内容が一致すること。

(K) 営業区域外税関への官署変更の場合は、入力されたあて先官署コードの管轄税関と輸出貨物情報DBに登録されている蔵置場所（蔵置されていない場合は、搬入予定場所）の管轄税関が一致すること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) 輸出マニフェスト通関申告撤回処理

(A) 輸出マニフェスト通関申告DB処理

入力された申告番号について、以下の処理を行う。

- ①輸出マニフェスト通関申告撤回された旨を輸出マニフェスト通関申告DBに登録する。
- ②削除対象とする旨を輸出マニフェスト通関申告DBに登録する。

(B) 輸出貨物情報DB処理

入力されたHAWB番号について、輸出マニフェスト通関申告がされた旨を取り消す。

(3) 申告変更（官署変更）処理

(A) 申告番号の払出し処理

~~申告番号を払い出す。~~

①営業区域内税関への官署変更の場合は、当初のあて先官署コードより申告番号を払い出す。

②営業区域外税関への官署変更の場合は、入力されたあて先官署コードより申告番号を払い出す。

(B) 輸出マニフェスト通関申告DB処理

払い出した申告番号について、以下の処理を行う。

- (a) 入力された申告番号に係る輸出マニフェスト通関申告DBの登録内容を、払い出した申告番号に引き継ぐ。
- (b) 払い出した申告番号が引き継いだ内容について、以下の登録内容の変更を行い、輸出マニフェスト通関申告DBに登録する。

(ア) 営業区域内税関への官署変更の場合

- ①当初のあて先官署コードの登録を取り消す。
- ②当初のあて先部門コードの登録を取り消す。
- ③当初の通関予定蔵置場コードの登録を取り消す。
- ④入力された申告番号に係る情報を記事に登録する。(詳細については後述の「特記事項」を参照。)

(イ) 営業区域外税関への官署変更の場合

- ①当初のあて先官署コードの登録を取り消し、入力されたあて先官署コードを登録する。
- ②当初のあて先部門コードの登録を取り消す。
- ③当初の通関予定蔵置場コードの登録を取り消す。
- ④当初の積込港コードの登録を取り消し、入力された変更後積込港コードを登録する。
- ⑤記事(税関用)に、入力された申告等番号に係る情報を登録する。(詳細については後述の「特記事項」を参照。)

(c) 本業務において払い出された旨を登録する。

(4) 時間外執務要請届使用実績DB処理

税関の開庁時間外の場合、時間外執務要請届を使用した旨を時間外執務要請届使用実績DBに登録する。

(5) 搬入伝票・LDR情報DB処理

輸出マニフェスト通関申告DBに登録されているHAWB番号に係る貨物に搬入伝票情報が登録されている場合、搬入前の場合は、搬入前に申告された旨を取り消す。

(6) 注意喚起メッセージ出力処理

処理結果通知に、本業務において新規に払い出された申告番号について、MEC業務からの輸出マニフェスト通関申告が必要な旨の注意喚起メッセージを出力する。

(7) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

なお、輸出マニフェスト通関申告情報(官署変更用)については「輸出マニフェスト通関申告呼出し(MED)」業務の「出力項目表」を参照。

また、「申告番号」欄については、本業務において払い出された申告番号を出力する。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出マニフェスト通関申告情報(官署変更用)	正常終了した場合	入力者
輸出マニフェスト通関申告情報(レコーダ)	正常終了した場合	税関 (通関担当部門)

7. 特記事項

(1) 「記事」欄の登録処理について

「記事」欄については、入力内容により以下の優先順位で編集し、輸出マニフェスト通関申告DBに登録する。

△：スペース

項番	条件	桁	17	.	.	20	+	30	35	
1	17 桁目以降がスペースの場合	△	官署 コード*2 (2桁)			部門 コード*2 (2桁)										申告番号*1 (11桁)				△	審査 区分*3 (1桁)	
2	17 桁目以降がスペースではなく、19 桁目以降がスペースの場合	編集なし	△	官署 コード*2 (2桁)		部門 コード*2 (2桁)										申告番号*1 (11桁)						
3	19 桁目以降がスペースではなく、24 桁目以降がスペースの場合	編集なし															申告番号*1 (11桁)					
4	24 桁目以降がスペースではなく、31 桁目以降がスペースの場合	編集なし													△	官署 コード*2 (2桁)		部門 コード*2 (2桁)				
5	上記以外の場合	編集なし																				

(* 1) 入力された申告番号を登録する。

(* 2) 入力された申告番号に係るあて先官署コード及びあて先部門コードを登録する。

(* 3) 入力された申告番号に係る審査区分選定時の審査区分を登録する。